

# 青森県報

第四千三百二十七号

平成二十九年  
七月二十一日  
(金曜日)

## 目次

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) …… 一
- 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……………(漁 港 漁 場 整 備 課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局) …… 二
- 土地改良事業の工事の完了……………(西 北 地 域 民 局) …… 二

## 出先機関

## 公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(保 安 課) …… 二
- 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………( 同 ) …… 四
- 警備員等の検定の実施……………( 同 ) …… 五

## 告 示

青森県告示第五百四十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	住所	指定年月日
社会福祉法人わかば会	弘前市大字城南五丁目一三の一	短期介護生活介護	シヨウトステイおうよう園山崎	弘前市大字山崎三丁目六の一	平成 二九・七・二	

青森県告示第五百四十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	住所	指定年月日
社会福祉法人わかば会	弘前市大字城南五丁目一三の一	短期介護生活介護	シヨウトステイおうよう園山崎	弘前市大字山崎三丁目六の一	平成 二九・七・二	

## 公 告

特定漁港漁場整備事業計画の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、青森県陸奥湾地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

青森県陸奥湾地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課、青森市農林水産部青森市水産振興センター、むつ市経済部水産振興課、平内町水産商工観光課、蓬田村産業振興課、野辺地町農林水産課及び横浜町産業振興課

三 縦覧期間

平成二十九年七月二十一日から同年八月十日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市農林水産部青森市水産振興センター、むつ市経済部水産振興課、平内町水産商工観光課、蓬田村産業振興課、野辺地町農林水産課及び横浜町産業振興課にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社新設備

二 代表者の氏名 新内好孝

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字撫牛子三丁目一〇の三九

四 許可番号 青森県知事許可（般一三四）第二〇〇三六四号

五 取消年月日 平成二十九年七月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年七月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

若宮地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十九年七月二十一日

西北地域県民局長 山 本 馨

一 県営土地改良事業の名称

農地整備事業（通作条件整備）

二 工事完了年月日

平成二十八年八月三十一日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項

第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成二十九年七月二十一日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習の区分

法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十九年九月四日（月）から同月十二日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

二十一人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した

者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十九年八月七日（月）から同月十日（木）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

- (一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し
- (三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し
- (五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るもの

限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料四万七千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第八十号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等)に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十九年七月二十一日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習の区分

法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十九年九月七日(木)から同月十二日(火)までの間(土曜日及び日曜日

を除く。)の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

八人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四條に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一條第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの受付期間等

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間 平成二十九年八月八日(火)から同月十日(木)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料二万三千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課  
電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第八十一号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十九年七月二十一日

青森県公安委員長 高 畑 紀 子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時  
平成二十九年十月二十一日（土）午前九時から午後五時までの間

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員である者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
  - (2) 法令に関すること
  - (3) 警備業務対象施設における保安に関すること
  - (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること
- (二) 実技試験
- (1) 警備業務対象施設における保安に関すること
  - (2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十九年九月四日(月)から同月十五日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)
  - (二) 青森県外に住所を有する者は、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)
- の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する

場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万六千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課  
電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)

の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行者・発行人)  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭